

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第67号

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第1条 政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成7年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(資産等報告書等の提出) 第2条 議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、鳥取県議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。 (1)~(3) 略 (4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。) <u>及び貯金(普通貯金を除く。)</u> 預金 <u>及び貯金</u> の額 (5)~(9) 略 2 略	(資産等報告書等の提出) 第2条 議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、鳥取県議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。 (1)~(3) 略 (4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)、 <u>貯金(普通貯金を除く。)</u> <u>及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)</u> 預金、 <u>貯金及び郵便貯金</u> の額 (5)~(9) 略 2 略

(鳥取県議会情報公開条例の一部改正)

第2条 鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(公文書の開示義務) 第8条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求	(公文書の開示義務) 第8条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求

に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに出資法人（県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費の総額の2分の1以上を支出している法人をいい、地方独立行政法人を除く。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であって、議長が定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 略

(3)～(9) 略

に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに出資法人（県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費の総額の2分の1以上を支出している法人をいい、地方独立行政法人を除く。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であって、議長が定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 略

(3)～(9) 略

（政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正）

第3条 政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削

る。

改正後	改正前
<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 知事は、その任期開始の日(再選挙により知事となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、任期開始の日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)<u>及び貯金(普通貯金を除く。)</u> 預金<u>及び貯金</u>の額</p> <p>(5)~(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 知事は、その任期開始の日(再選挙により知事となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、任期開始の日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)<u>、貯金(普通貯金を除く。)</u><u>及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)</u> 預金、<u>貯金及び郵便貯金</u>の額</p> <p>(5)~(9) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第4条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に</p>	<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び<u>日本郵政公社</u>の役員及び職員を除く。))、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第</p>

<p>規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4～6 略</p>
---	--

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第5条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。)並</p>

内容 工 略 (3)~(8) 略	びに当該職務遂行の内容 工 略 (3)~(8) 略
------------------------	---------------------------------

(鳥取県税条例の一部改正)

第6条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者(個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税、自動車取得税及び狩猟税に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、<u>第2号</u>に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法)</p> <p>第37条 市町村が法第42条第3項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める払込書によって指定金融機関等に払い込むものとする。</p>	<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者(個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税、自動車取得税及び狩猟税に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、<u>第3号</u>に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)</u> 鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局(以下「郵便局」という。)</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法)</p> <p>第37条 市町村が法第42条第3項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める払込書によって指定金融機関等<u>又は郵便局</u>に払い込むものとする。</p>

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第7条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
<p>（行為の制限）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 国又は県の機関（次に掲げる公団等を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 略</p> <p>（7） 略</p> <p>（8） 略</p> <p>（9） 略</p> <p>3 略</p>	<p>（行為の制限）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 国又は県の機関（次に掲げる公団等を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） <u>日本郵政公社</u></p> <p>（7） 略</p> <p>（8） 略</p> <p>（9） 略</p> <p>（10） 略</p> <p>3 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第5条第1項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。）第7条第1項各号に規定する郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

（政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第3条の規定による改正後の政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、施行日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金法第7条第1項各号に規定する郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。